



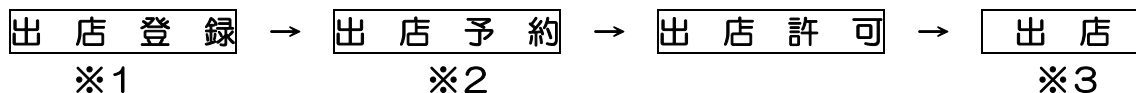
にぎわいあふれる公園で 出店してみませんか？

出店事業者の方々が自ら主催し、
公園をにぎわいあふれる空間に

1 出店場所（各公園の指定場所）

- ◆豊川公園 諏訪 1 丁目 78 番地
- ◆赤塚山公園 市田町東堤上 1 番地 30
- ◆稲荷公園 緑町 3 2 番地
- ◆桜ヶ丘公園 桜ヶ丘町 79 番地 2
- ◆スポーツ公園 千両町折橋 20 番地 1
- ◆新池公園 伊奈町一ノ坪 1 番地

2 出店手続き



※1 登録の有効期限は、当該登録完了月から5年間です。有効期間中に1年間出店がない場合は抹消します。

※2 出店日の3か月前の月初めから予約14日前まで（出店日含む）に受け付けします。

※3 出店には使用面積等に応じた使用料が発生します。

※登録手続きから出店までの流れは、裏面をご覧ください。

詳細は市ホームページに →

申し込み・お問い合わせ先

豊川市都市整備部公園緑地課公園管理係

電話 0533-89-2176 E-mail koen-syuten@city.toyokawa.lg.jp



＜出店までの流れ＞

- ・市ホームページ「豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱」を確認してください。
- ・公園の利用状況等を把握するために事前に現地の下見してください。

【登録手続き】

以下書類を公園緑地課へ提出（電子メール、窓口への持参又は郵送）

登録受付期間：随時

【提出書類】

- （１）登録申込書（様式１）（２）登録出店品目一覧表（様式２-１（個人）、２-２（団体））
- （３）表明・確約書兼誓約書（様式３-１（個人）、様式３-２（団体））
- （４）営業許可証の写し（愛知県発行・有効期限内のもの）（保健所が必要とした物を販売する方のみ）
- （５）食品衛生責任者等の写し又はそれに代わるもの（飲食物の販売する方のみ）
（１店舗に１人食品衛生責任者を設置し、他店舗で同一人が兼任しないこと）
- （６）ＰＬ保険（生産物賠償責任）（主に物販販売の方）やイベント保険の写し（主に興行の方）（いずれも出店期間の保険期間内のもの）
- （７）自動車検査証等の写し（キッチン等の車両移動販売車の方のみ）（有効期限内のもの）
- （８）出店する店舗（車両）の全景・ナンバープレートが分かる写真（キッチン等の車両移動販売車の方のみ）
- （９）その他市が必要と認める書類

審査（２週間程度）、登録完了後、市から電話又は電子メールにて完了したお知らせをします。
※登録されただけでは、公園への出店はできません。予約申込や許可申請の手続きが必要

【出店手続き】

登録完了後、市ホームページにあるスケジュール表から、出店したい日を確認し、出店の予約

①予約受付期間

出店日の３か月前の月初めから出店希望日の１４日前まで（出店日含む）予約可

②予約方法

「都市公園内における出店（予約）」の件名にて、出店予約申込書（様式４）を電子メール又は窓口の持参のいずれかの方法で公園緑地課へ提出

③予約完了の方へ連絡。市ホームページにある豊川市都市公園出店カレンダーに出店名を公表する場合があります。

④予約完了した者は、都市公園行為許可申請書、図面等を公園緑地課へ提出

【出店】

出店するまでに使用料を納入し、出店

出店した月の月末から１４日以内に「実績報告書（様式５）」を公園緑地課へ提出

※詳細については、「豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱」をご覧ください。